無縁墳墓等改葬公告

このたび、東大谷墓地管理規程第十七条により無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年五月六日

一　墳墓等所在地　京都府京都市東山区粟田口東大谷山一番地

一　墳墓等の名称　東大谷墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳につき墓地番号及び氏名　三区九号不詳一体、一七五号野崎イト、野崎シマ、浅野良三、野崎久七、浅野栄次郎、浅野敦三、野崎武一、野崎キクエ、野崎フキ、四区四〇〇号今井エン、今井正雄、今井由之助、田村フミ、村田タネ、五区三三号坪井喜一郎、坪井喜太郎、坪井みよ、坪井半次、坪井爲助、坪井まさ、坪井隆明、三五号不詳一体、六区一三九号不詳一体、二一一号岡本喆二、三五九号和田うの、和田弥七、和田やえ、和田栄二郎、和田ミネ、和田長、和田清、和田千代子、七区二〇七号大橋和歌子、大橋タカ、大橋勇、小林操、大橋正、七区四六九号野村トメ、不詳一体、野村利子、野村好子、野村寅吉、野村ヌイ、九区一〇六号北村利三郎、北村利助、北村コト、北村シカ、北村利吉、北村幸治郎、二五三号佐藤菊●郎、佐藤八重、佐藤ヨネ、佐藤ハル、佐藤千代、佐藤アサ、佐藤ミツ、佐藤源助、五一一号不詳一体、一〇区二一六号田中スエ、一二区一一〇号大路トシ、河村佐七、河村ゑい、河村和助、河村ミツ、河村カヅ、河村好次郎、河村春美、河村米太郎、河村聰子、河村忠一郎、河村茂三郎、一三区二一三号山口志越、山口美次、山口竹三郎、山口澄、林婦●、榎木トミ、山口品、山口照子、一四区一九〇号河村●二郎、河村●一、河村すて、二四一号田邊仁左衛門、田辺よしゑ、一六区三一号佐谷又十郎、一七区一九四号小林幸助、小林嘉兵衛、小林クミ、小林半次郎、小林カメ、小林庄太郎、小林ヒサ、二二〇号不詳一体、一八区七二号田端トイヱ、田端サク、田端慶五郎、八〇号不詳一体、一二七号岸本●之助、岸本ツギ、岸本とら、二三三号不詳一体、二二区一一五の二号不詳一体、一四八号藤井シナエ、藤井準二、一七〇号不詳四体、馬道千代、馬道都、西本與志雄、吉田敏榮、西本一子、吉田千菜美、一八九号武井ヤス、平瀬久治、平瀬直市、平瀬とめの、二二三号上村サワ、上村義子、上村嘉太郎、二五区八三号吉田トミ、吉田延一、吉田ヤヱ、二六区二五九号不詳一体、二九二号大柳友架、新一区三二号加藤岸子、加藤芳成、加藤芳太、加藤豪子、加藤勇雄、新三区二四四号村田重雄、村田吉太郎、村田喜一、村田志計、村田静江、村田●特一区一三五号柴田和彦、東墓一五六号不詳一体

一　改葬を行おうとする者　京都府京都市東山区粟田口東大谷山一番地　東大谷墓地管理者　富田　泰成

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二に準用する同法第二十九条及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、当該前払式特定取引業者であった者の名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所、その他の営業所及び代理店の名称及び所在地

①　名称　株式会社ヤマハクレジット

②　代表者の氏名　代表取締役　土井　好広

③　主たる営業所の名称及び所在地　本社　静岡県浜松市中区中沢町一〇番一号

④　その他の営業所及び代理店の名称及び住所

株式会社サクライ楽器　東京都板橋区成増一丁目一六番一八号

相模楽器株式会社　営業本部　神奈川県大和市南林間二丁目一番一三号

株式会社厚木楽器　神奈川県厚木市寿町三丁目一二番一二号

株式会社ミリオン楽器　早稲田店　埼玉県三郷市早稲田四丁目六番地一〇

有限会社柏屋楽器　埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目一〇番一七号

株式会社ニコニコ堂　埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目四〇番地

有限会社オンダ楽器　栃木県佐野市若松町九〇番地

二葉商事株式会社　新潟県上越市本町五丁目三番二七号

セイワ楽器株式会社　茨城県取手市戸頭二丁目四九番二二号

株式会社上野楽器　栃木県宇都宮市江野町四番六号

株式会社燒乎堂　群馬県前橋市本町一丁目二番一三号

株式会社ＪＥＵＧＩＡ　京都営業所　京都府京都市伏見区深草堀田町一〇番地の一

ロマン楽器株式会社　滋賀県草津市南草津五丁目三番地三

コウキ商事株式会社　奈良県天理市杉本町三五一番地四

菅波楽器株式会社　明石支店　兵庫県明石市大明石町二丁目三番一八号

株式会社ハセガワ楽器　兵庫県川西市小花一丁目六番二〇号

株式会社岡楽器店　兵庫県豊岡市京町八番一六号

株式会社ヤマハミュージックリテイリング　千里普及営業課　大阪府豊中市新千里東町一丁目五番二号

すみやグッディ株式会社　静岡県静岡市駿河区中田本町五六番五号

大森楽器株式会社　愛知県一宮市緑二丁目二番五号

株式会社ユタカ音楽　岐阜県大垣市桐ケ崎町四七番地

株式会社第一楽器　三重県四日市市日永四丁目一番五五号

日響楽器株式会社　岐阜支店　岐阜県岐阜市上土居一丁目二番二号

有限会社文化堂楽器　福岡県福岡市中央区六本松二丁目一三番九号

株式会社エルム楽器　釧路支店　北海道釧路市新橋大通り四丁目二番一号

二、当該前払式特定取引業者であった者の許可の年月日及び許可の取消し又は失効の年月日

許可の年月日　昭和五十年一月三十日

許可の失効年月日　平成二十八年二月八日

三、当該前払式特定取引業者であった者の営業保証金又は前受業務保証金の額

営業保証金の額　三千八百八十万七千五百円

前受業務保証金の額　二億六千十三万五千五百円

四、前号の営業保証金又は前受業務保証金につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金又は前受業務保証金は取戻されます。

平成二十八年五月六日

静岡県浜松市中区中沢町一〇番一号

株式会社ヤマハクレジット

代表取締役　土井　好広

債権申出の公告

当社について平成二十七年十二月十日、横浜地方裁判所（平成二十七年（ヒ）第四十一号）より、当職が清算人に選任されましたので、当社に債権を有する方及び当社の株主である方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月六日

横浜市中区長者町二丁目五番地の五

有限会社中産業

清算人　弁護士　栗田　誠之

連絡先　横浜市中区尾上町三丁目三〇番地　横浜フジタビル一〇階むつみ法律事務所

第８期決算公告　平成28年５月６日

東京都港区虎ノ門三丁目８番21号

株式会社鹿児島ホテルホールディングス

代表取締役　ピーターズワンガー

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	77,322
	合計	77,322
負債及び純資産の部	流動負債	62,045
	固定負債	338,928
	株主資本	△323,652
	資本金	1,000
	資本剰余金	851,763
	その他資本剰余金	851,763
	利益剰余金	△1,176,416
	その他利益剰余金	△1,176,416
	（うち当期純損失）	（436,562）
	合計	77,322